

## 2 歯科保健医療対策

## (1) 現 状

ア 北網圏域における乳幼児期や学齢期のむし歯は、減少傾向にあります。このうち、むし歯のない3歳児の割合は、平成28年度では84.5%と、全道平均の82.9%、全国平均の84.2%を上回っており全道よりも良好な状況です。

12歳児における一人平均むし歯数は、平成26年では1.0本以下が3市町でしたが、地域差があり、一人平均4.0本を超えている町も1町あります。

また、北網圏域における歯の喪失については、8020（ハチマルニイマル）運動の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合は、平成28年度では36.8%と、全道平均の34.2%より上回っていますが、全国平均の51.2%を大きく下回っています。

北網圏域の乳幼児及び学童に対しては、歯科健診及びむし歯予防対策事業が展開されており、フッ化物洗口は、全市町で実施していますが、すべての保育所・幼稚園、小中学校での実施にまでは至っておらず、全道でも46市町村にとどまっています。

成人に対しては健康増進法に基づく歯周疾患事業が実施されており、デンタルフロス又は歯間ブラシを使用する人、過去1年間に歯科健診を受診した人は増えています。高齢者に対しては要介護高齢者の低栄養及び誤嚥性肺炎を予防するため、介護現場での口腔ケアの取組を促進しています。

表1 むし歯のない3歳児の割合

	北網圏域	北海道	全 国
平成26年度	83.4%	80.9%	82.3%
平成27年度	83.9%	81.7%	83.0%
平成28年度	84.5%	82.9%	84.2%

※ 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

表2 フッ化物洗口実施状況 (平成30年3月31日現在)

市町村名	保育所等	公立小学校	公立中学校
北見市	▲	●	
網走市	▲	●	●
美幌町	▲	●	
津別町	●	●	
斜里町	▲	●	●
清里町	▲	▲	
小清水町	▲	●	●
訓子府町	●	●	
置戸町	●	●	
大空町		●	

※●：全施設で実施、▲：一部施設で実施

表3 歯の喪失の状況

(平成28年)

80歳（75～84歳）で20本以上歯のある人の割合		
北網圏域	北海道	全国
36.8%	34.2%	51.2%

※ 道民歯科保健実態調査

イ 道では、障がい等があっても、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、平成17年に、地域において障がいのある人のかかりつけ歯科医を育成・指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」を創設しており、平成30年4月1日現在、道内76市町村で257人が指定され、北網圏域では4市町で8人が指定されています。

なお、高度な全身管理（全身麻酔や静脈内鎮静法等）を伴う障がい者等への歯科診療を担う歯科保健センターについては、第三次医療圏ごとに整備されています。

このため、保健所では、通常の歯科治療を受けることが困難と思われる障がい者に対し、訪問を含めた歯科健診・保健指導・予防処置等の専門的な歯科保健サービスの提供に取り組んでおり、また、障がい者や要介護高齢者が、地元で安心して歯科治療を受けられるよう、平成14年3月に「オホーツク歯科医療機関のバリアフリーガイド」を作成し、その後、改訂を重ねて、平成28年11月に最新版を作成し、北見保健所のホームページで公開しています。

表4 北海道障がい者歯科医療協力医の指定状況（平成30年4月1日現在）

北網圏域	北海道
4市町8人	76市町村257人

※ 北海道障がい者歯科医療協力医名簿2018

ウ 道内には、平成29年10月1日現在で、歯科口腔外科を標榜する病院（以下「病院歯科」という。）が53施設あり、北網圏域には4施設あります。

エ 北網圏域における休日歯科救急医療は、北見歯科医師会が北見市内の歯科医師の協力を得て、当番医制により実施しています。（平成30年4月1日現在39歯科診療所）

## (2) 課題

ア 生涯を通じた歯科保健対策の充実が求められている中で、北網圏域においては、母子保健に関して様々な対策が実施されていますが、学齢期及び成人期においては、必ずしも十分ではないことから、この時期の対策の充実が必要です。

また、すべての道民が住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるよう、地域格差の縮小が必要です。

イ 北海道障がい者歯科医療協力医制度については、協力医のいる市町及び協力医の増加・養成・質の向上、さらには、制度の周知を図ることが必要です。

障がい者の歯科医療は、健常者への歯科医療と比較するとリスクが高いことから、安心かつ安全な障がい者歯科医療を提供できるよう、病院歯科等による協力医への後方支援等の病診連携が必要です。

ウ 病院歯科においては、要介護者や難病療養者等の適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科と歯科診療所との病診連携が必要です。

### (3) 施策の方向と主な施策

ア 市町、歯科医師会及び関係者等との連携により、母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりを推進し、歯科保健対策の充実を図ります。

また、科学的な根拠に基づく歯科保健対策として、むし歯予防のための保育所・学校におけるフッ化物洗口の推進、歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保、低栄養や誤嚥性肺炎の予防としての高齢者等に対応する口腔ケア提供体制の整備に努めます。

さらに、歯科医師会や関係者等と連携しながら、様々な機会を通じ、地域住民の歯の健康づくりの普及啓発に努めます。

イ 歯科医師会等と連携し、北海道障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより、障がい者歯科医療の確保を図るとともに、地域における障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策を推進します。

ウ 歯科医師会等の関係団体とともに、地域における病診連携や保健・医療・福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。

歯科保健医療対策のイメージ図



